

福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、福岡県公共工事暴力団排除連絡協議会設置要綱第7条の規定に基づき、暴力団排除協議会（以下「暴排協議会」という。）の設置など暴力団等の不当な介入を排除する取組について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 暴排協議会の対象となる県発注の建設工事は、次のとおりとし、入札公告において対象工事であることを明示するものとする。

- (1) 原則として、予定価格5億円以上の建設工事
- (2) (1)に掲げるもののほか、県の発注部局から事前に県警察に対して、暴排協議会の対象の建設工事とする要請があり、かつ県警察において必要があると認めた建設工事

(情報提供)

第3条 前条の工事を発注する部局は、対象工事の入札情報、落札者情報及び施工体系図を県警察に提供する。

(所掌事務)

第4条 暴排協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 工事に対する不当介入等情報の収集
- (2) 元請業者及び下請等業者と関係行政機関との連絡及び調整
- (3) 暴力団等対応方法の研修

(会員)

第5条 暴排協議会の会員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 対象工事を発注する所属（以下「発注所属」という。）の長
- (2) 対象工事に携わる元請業者及び下請等業者の代表者

(役員等)

第6条 暴排協議会の役員として、会員の中から会長、副会長を置く。

- (1) 会長は、発注所属長をもって充てる。
 - (2) 副会長は、対象工事に携わる元請業者の代表者をもって充てる。
- 2 暴排協議会の顧問として、暴力団対策に精通している次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 県警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課長
 - (2) 所轄警察署長
 - (3) 県暴力追放運動推進センター専務理事
 - (4) 県弁護士会民事介入暴力対策委員長

3 前項の（３）及び（４）の顧問については、必要に応じて出席を要請することができる。

（招集）

第7条 暴排協議会は、会長が招集する。

（秘密の保持）

第8条 会員は、暴排協議会で知り得た事項を部外者等に漏らしてはならない。

（開催方法）

第9条 発注所属長は、別添に示す暴排協議会規約（案）に基づき、対象工事の規約を制定し、暴排協議会を開催するものとする。

（事務局）

第10条 暴排協議会の庶務は、発注所属において処理する。

（対策会議）

第11条 暴排協議会会員が、暴力団等から不当な介入を受けた場合などの通報があり、県警察が必要であると認めたときは、暴力団排除対策会議を開催する。

（現場対応）

第12条 発注所属と所轄警察署は、現場等で元請業者及び下請等業者と意見・情報交換を行うものとし、当該工事における不当な介入に関しての問題があったときは、連携して工事現場における暴力団等排除に関する指導を行う。

（補則）

第13条 この要領に定めるもののほか、暴力団排除対策に関し必要な事項は、会長、副会長、顧問と協議のうえ別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に入札公告する建設工事から適用する。